

浜松市中山間地域まちづくり事業交付金

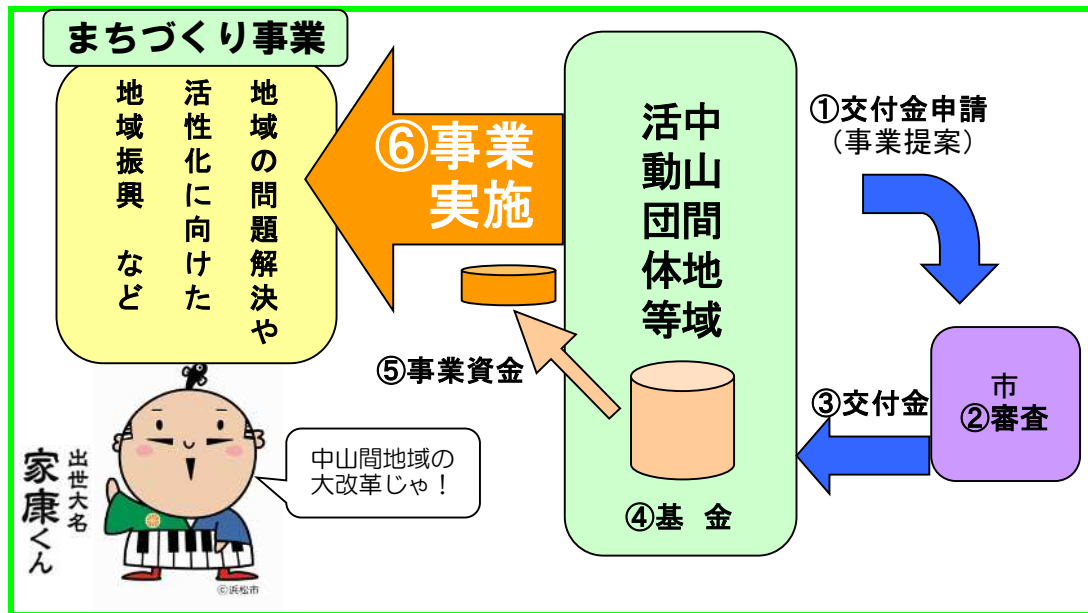
「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金」とは…！？

「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金」事業は、中山間地域活動団体等が、中山間地域の問題解決や振興のための事業を行う際に、活動資源の原資となる基金造成資金を交付するものです。

交付を受けた事業者は、造成した基金を基に、申請した事業を主体的に実施し、地域の様々な課題を地域と共に解決し、中山間地域の発展に取り組むことができます。

この交付事業は、申請いただいた内容を審査選定のうえ、予算の範囲内で交付するものであり、事業者は事業資金を複数年にわたり利用して、安定して事業を実施することができます。

※応募条件や審査事項があります。申請方法などの詳細は「募集要領」で確認してください。



■ 事業の概要 ■

① 対象事業

浜松市中山間地域振興計画の対象地域内で実施する同計画の重点方針・施策に合致する公益性の高い事業

- ・「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる事業
- ・「ひと」のつながりを大切にし、ともに支える事業
- ・地域の資源や特性をいかした「しごと」を創出し維持する事業

② 対象外となる事業

- ・特定の政治、宗教、選挙活動又は営利目的とする事業。公序良俗に反するおそれのある事業。法に抵触する事業や業務上許可等を取得できない事業。
- ・国、県、浜松市、その他公共団体又は財団法人、社団法人その他民間機関等から補助金等の支援を受ける事業。
- ・調査、研究のみの事業、ハード事業、イベント開催のみの事業。
- ・過去に当該団体が浜松市の補助金等を受けて実施した事業と同一の事業

③ 事業の採択・・・審査会で事業の適正を判断します。

④ 応募資格

◆中山間地域活動団体（以下のア～ウいずれかに該当する団体）

ア	中山間地域に主たる事務所があるNPO法人であり、代表者又は社員の半数以上が中山間地域に住所を有している団体。
イ	市内の中山間地域外に主たる事務所があるNPO法人
ウ	学校教育法第1条に規定する大学

上記イ、ウについては、上記アのNPO法人、中山間地域の自治会、又は中山間地域を活動区域とする団体と、中山間地域の課題の解決に資する活動の連携協定を結ぶ必要があります。また、市税に滞納がないこと等複数の条件を満たす必要があります。

◆地域運営団体

上記アに該当する中山間地域活動団体であって、主な活動地域内の住民の概ね4分の1が会員となっている団体です。

⑤ 予算額・・・1億円

⑥ 事業期間・交付金額

交付対象経費の10分の10以内の額を交付限度額として交付します。ただし、一事業あたりの人的経費は、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費が交付限度額に満たない場合は、交付対象経費の1/2の額とします。

区分	事業期間	交付限度額
中山間地域活動団体	2年以上4年以下	1,000万円
地域運営団体	3年以上6年以下	5,000万円

■ 申請から事業実施までの流れ ■

- ① まちづくり事業のプランが浮かんだら、下記問い合わせ先に事前に相談してください。
- ② 事業プランを具体的な計画にして申請書を作成します。提出する事業計画、事業予算は具体的で実現可能なものとしてください。
- ③ 提出する前に申請書類に不備が無いか事前確認してください。
- ④ 下記申請書類提出先に申請書類を直接提出します（郵送不可）。
- ⑤ 審査会で事業内容を審査します。
- ⑥ 審査を通過したら、市が交付手続きを行います。
- ⑦ 交付金が交付されたら、銀行口座などで管理してください。
- ⑧ 原則として指定した事業開始日に「まちづくり事業」を開始します。
- ⑨ 事業期間中は毎年度「実績報告書」を提出していただきます。万一、申請時の計画どおりに交付金が使われていない場合は、返還していただくことがあります。

■ 申請書類提出、問い合わせ、相談先 ■

○区役所、行政センター

天竜区区振興課 電話922-0013

北行政センター 電話523-1168

○支所

春野 電話983-0001 佐久間 電話966-0001

水窪 電話982-0001 龍山 電話966-2111

引佐 電話542-1112

○中山間地域振興課 電話922-0200